

**阪南市立文化センター指定管理者  
募集要項**

**平成29年7月**

**阪南市教育委員会**

## 目 次

1	施設の設置目的	..... P 2
2	施設の概要	..... P 2
3	指定の期間	..... P 3
4	管理運営方針・管理の基準及び業務内容等	..... P 3
5	応募の資格	..... P 3
6	指定管理者の募集及び選定スケジュール	..... P 4
7	応募の手続	..... P 5
8	経費に関する事項	..... P 7
9	選定の基準及び方法	..... P 7
10	指定管理者の指定及び協定	..... P 9
11	問い合わせ	..... P 10

阪南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、阪南市立文化センター（以下「文化センター」という。）の施設管理運営業務について、平成20年4月から指定管理者制度を導入しています。

このたび、平成30年4月から、文化センターの設置目的を効果的に達成可能な指定管理者を募集します。

阪南市では、将来の都市像（阪南市総合計画 2012～2021）として、

**「ともにさかそう 笑顔とお互いさまのまち 阪南」**

の実現をめざしています。これには市民や各種団体、事業者、行政が協働して、互いにできる役割を担いながら魅力あるまちづくりにつなげていく想いが込められています。この想いは市民一人ひとりの心の豊かさを育むこと、つまり生涯学習施策のめざすべき姿でもあり、市民や各種団体、事業者、行政が、文化芸術活動を通して生涯学習の拠点であるこの文化センターを、より一層盛りあげることで実現に近づくと考えています。

その都市像実現をめざし、阪南市の文化芸術振興を推進するために、市民（団体）や行政と協力し、共に支えあいながら目標を達成してください。

- ・市民（団体）や行政と、どこまで親密なコミュニケーションが図れるか
- ・市民（団体）や行政と、事業を実施する役割を、どこまで分担できるか
- ・市民（団体）や行政と、立案した計画をどこまで協議しながら実行できるか
- ・市民（団体）や行政と協力し、どこまで新たな発想でチャレンジできるか

という項目を念頭に、文化センターの賑いづくりのための目標値として「大ホールの使用率45%（使用日毎）」「年間施設利用入場者数12万人」の達成をめざして管理運営の提案をお願いします。

## 1 施設の設置目的

文化センターは、市民の文化活動に寄与し、市民生活の向上と文化、芸術の普及及び振興を図るため設置しています。

## 2 施設の概要

文化センターは、市民のための文化活動の拠点として整備したものです。また、阪南市立図書館との複合施設となっています。

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| (1)施設名称 | 阪南市立文化センター         |
| (2)所在地  | 阪南市尾崎町35番地の3       |
| (3)開館年度 | 平成元年度（平成元年11月3日開館） |
| (4)敷地面積 | 7,216.43㎡（図書館含む）   |
| (5)建築面積 | 3,941.74㎡          |
| (6)延床面積 | 6,685.98㎡          |

- (7)構 造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階建
- (8)主な施設 大ホール (2, 238㎡) 固定席724席・車椅子席3席  
小ホール (186㎡) 移動席最大200席、  
楽屋、リハーサル室、練習室A、練習室B、和室、展示室、  
旧レストラン部分
- (9)休 館 日 ①水曜日  
②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に  
規定する休日(以下「祝日」という。)の翌日  
③前号に掲げる休館日が、水曜日、土曜日、日曜日及び祝日  
にあたるときは、直近の前に掲げる日でない日  
④12月29日から翌年の1月3日までの日  
⑤指定管理者が、特に必要と認める場合は、休館日を変更し、  
または指定することができる。
- (10)開館時間 午前9時から午後10時まで(業務開始時間は、午前8時4  
5分から)
- (11)そ の 他 教育委員会は、次のとおり文化センター等の一部を、民間事  
業者に行政財産の使用許可をしている。  
・駐車場の一部(コミュニティバス停車場)

### 3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日(5年間)

### 4 管理運営方針・管理の基準及び業務内容等

この要項に記載されているもののほか、別途、阪南市立文化センター指定管理者業務仕様書で定めます。

### 5 応募の資格

- (1)応募者は法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営をできるものであること。(法人格は必ずしも必要ではないが、個人での応募はできない。)または、複数の法人等により構成されたグループ(以下「グループ」という。)とする。  
また、応募者は、大阪府内に事務所を有する法人等であること。

#### (2)グループ応募について

- ①グループで応募する場合、構成員の中からグループを代表する代表団体を定めること。  
②協定の締結にあたっては、グループの構成員すべてを協定当事者とする。  
③単独で応募した法人等は、グループ応募はできない。

- ④グループ応募の代表団体及び構成員は、別に単独、または複数のグループ応募はできない。
- ⑤応募書類提出後、代表団体及び構成員の変更は原則として認めない。
- (3) 団体またはその代表者（⑥の場合、代表者に準ずる地位にあるものを含む。）が次の者に該当しないこと。
- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ②本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。
- ④地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者。
- ⑤地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触することとなる者。
- ⑥本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員または委員である者。
- ⑦法律行為を行う能力を有しない者。
- ⑧破産宣告を受け、復権を得ない者。
- (4) 過去3年以内(平成29年4月1日基準日)に、ホール・劇場・演芸場・公会堂・ギャラリー等の文化施設または類似施設の運営管理の実績があること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない団体であること。

## 6 指定管理者の募集及び選定スケジュール

募集要項等配布期間 (阪南市ウェブサイト掲載)	7月1日(土)～
応募説明会・現地説明会	7月19日(水)
質疑受付期間	7月20日(木)～24日(月)
質疑回答期間	7月25日(火)～31日(月)
応募受付期間	8月1日(火)～10日(木)
提案説明会	8月23日(水) 予定
候補者の決定、通知、選定理由の公表	10月中旬
指定管理者の議決	12月議会
指定管理者の引継期間	平成30年1月から
指定管理開始日	平成30年4月1日

(1) 募集要項等の配布

- ・配布期間 平成29年7月1日(土)より、阪南市ウェブサイト内にアップロードしますので、各自でダウンロードしてください。

(2) 応募説明会(現地説明会)の開催(参加申込が必要)

- ・開催日時 平成29年7月19日(水)午前10時00分～
- ・開催場所 阪南市商工会館 3階・研修室
- ・説明内容 申請方法、指定管理者業務等の説明、施設見学
- ・参加人数 1団体につき2名以内
- ・参加申込 下記参照のこと

(3) 募集要項に対する質疑及び回答について

募集要項に対する質問書(指定書式)により受付。

- ・受付期間 平成29年7月20日(木)～7月24日(月)
  - ・回答日 平成29年7月25日(火)～7月31日(月)
- 上記期間に、阪南市ウェブサイト内に順次アップロードしますので、各自でご確認ください。

※上記(2)及び(3)の受付方法

別紙応募説明会参加申込書、質問書(指定書式)を添付して、Eメールで送信のこと。Eメールの件名は、

「【(貴社名)】サラダホール指定管理者 応募説明会(または質疑)」  
としてください。

送信先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室  
担当：岡田 s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp

## 7 応募の手続

指定管理者申請書に所要事項を記入のうえ、必要書類を添えて受付期間中に持参してください。郵送、FAX、Eメール等による受付は行いません。

なお提出後は、提出された書類の内容を変更することができません。提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効にします。また、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

(1) 提出書類

別紙仕様様式による書類及び添付書類。

添付書類

①法人等の場合

ア 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

- イ 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
  - ウ 過去3年度分の法人税納税証明書及び消費税納税証明書
  - エ 過去3年度分の貸借対照表
  - オ 過去3年度分の損益計算書
  - カ 過去3年度分の人員表  
各決算末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイトは8時間で1人と換算のこと）
  - キ 役員名簿及び法人の組織表(平成29年4月1日現在)
  - ク 事業活動の状況がわかるパンフレット類等
  - ケ 防火対象物防火管理者の資格の写し（1名ただし甲種）
- ②その他の団体の場合
- ア 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
  - イ 平成29年4月1日の属する事業年度の収支予算書及び過去2年度分の収支決算書
  - ウ 役員名簿(平成29年4月1日現在)
  - エ 役員の過去3年度分の市税等納税証明書
  - オ 役員の身元証明書及び経歴証明書
  - カ 事業活動の状況がわかるパンフレット類等
  - キ 防火対象物防火管理者の資格の写し（1名ただし甲種）

③グループ応募の場合

- ア グループ構成員届出書
- イ 委任状
- ウ 協定書の写し

※なお、グループ応募の場合、代表団体及び構成員すべての事業者について、上記①の書類もしくは上記②の書類を提出すること。

提出部数は11部(正本1部、コピー10部)

※提出書類は、パンフレット類等を除き、A4サイズ縦長左綴じフラットファイル等により製本すること。

※市民税等が非課税の場合は、非課税を証明する書面を提出すること。

(2)応募受付期間及び提出方法

- ①受付期間 平成29年8月1日(火)～8月10日(木)  
ただし、市役所休庁日(土、日曜日)を除く。
- ②受付時間 午前9時30分～午後5時
- ③受付場所 大阪府阪南市尾崎町35番地の1  
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室  
(阪南市役所2階28番窓口)
- ④提出方法 直接持参すること。

### (3) 申請にあたっての留意事項

#### ①費用の負担

応募の際に要する費用は、申請者の負担とする。

#### ②提供した資料の取扱い

教育委員会が提供した書類等は、応募目的以外の利用を禁じる。

#### ③提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。なお、提出書類については、阪南市情報公開条例の対象となるので了承のうえ提出のこと。

#### ④提出書類の著作権の帰属

指定管理者の決定後、指定管理者からの提出書類は、教育委員会が無償で利用できるものとする。

#### ⑤応募1団体につき、1提案とする。複数の提案はできない。

#### ⑥文化センターの賑いづくりのための目標値として、「大ホールの使用率45%（使用日毎）」「施設利用入場者数120,000人」の達成を念頭に提案すること。

## 8 経費に関する事項

阪南市が支払う委託料の金額及び支出方法については、年度ごとに締結する協定書で定めます。過去3年間の経費の実績額は応募説明会で提示しますので参考にしてください。

- ・指定管理委託料は、年額を分割して市から毎月支払う。
- ・年間指定管理料の上限額は、72,901千円とする。
- ・自主事業については総額880千円を超える規模のものを実施し、毎年度事前に市と協議し、実施計画を作成すること。また、市内団体との共催事業として7事業を想定しており、円滑に実施すること。
- ・年間指定管理料には、物品や施設の年間修繕費3,000千円を含む。
- ・上記金額は全て消費税（8%）込みの金額とする。
- ・利用料減免団体の免除額は、実績に基づき別途市が支払う。

## 9 選定の基準及び方法

### (1) 選定の方法

市民及び民間有識者の委員等で構成する阪南市立文化センター指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、次に掲げる選考の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者の候補の選定を行う。

### (2) 選定の基準

指定管理者の選定は、選定委員会の意見を聴き、阪南市立文化センター条例第21条第3項で定める選定基準に基づき、文化芸術の振興及び生涯学習の



普及が図られ、ホールの管理運営を安定かつ効率的に行うために必要な能力と実績を有するか否かを次の評価項目に基づき評価し、総合的に判断する。

### 指定管理者評価項目

選定基準	評価項目	配点
①市民の平等な利用が確保されること。	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	1点
	市民に対する理念・基本方針、意思の反映、利便性の向上に対する考え方	1点
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	1点
	小計	3点
②施設の効用が最大限に発揮されること。	管理運営方針	1点
	広報・利用促進計画・集客対策の考え方及び具体的方策	2点
	良好な立地条件及び複合施設の活用の考え方	1点
	小計	4点
③管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。	団体の組織の状況	1点
	団体の事業実績（過去の事業実績を含む）	1点
	施設の管理運営に必要な資産（財政力）	1点
	職員の人員配置（配置体制）	1点
	職員の研修方針と人的能力の確保	1点
	小計	5点
④管理経費の縮減が図られること。	運営収支計画及び指定管理料	2点
	経費縮減の考え方及び具体的方策	1点
	収益性向上、安定した収入確保への考え方及び具体的方策	1点
	利用料金設定の考え方	1点
	小計	5点
⑤文化芸術振興が図られること。	自主事業の企画内容と収支計画（30周年記念事業を含む）	5点
	ホール各施設の利用・活用の考え方（地域の賑い創出など地域の活性化に結びつく事業企画・展開をふまえて）	3点
	指定管理者に応募する企業（団体）としての社会貢献に対する考え方	1点
	文化芸術振興を向上させる考え方	
	市民（団体）や行政と、どこまで親密なコミュニケーションが図れるか	1点
	市民（団体）や行政と、事業を実施する役割を、どこまで分担できるか	1点
	市民（団体）や行政と、立案した計画をどこまで協議しながら実行できるか	1点
	市民（団体）や行政と協力し、どこまで新たな発想でチャレンジできるか	1点
	小計	13点
	合計	30点

### (3) 選定審査

候補者の選定にあたっては、提出書類により応募資格、提案内容等について、選定委員会で書類審査を行う。

また、平成29年8月23日(水)、24日(木)に、阪南市商工会館で提案説明会を行う。

なお、1団体の提案説明時間は20分以内とする。

### (4) 候補者の選定及び選定結果の報告

提出書類と提案説明会の結果を基に、選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補を選定する。

選定委員会は、選定結果を阪南市長及び教育委員会に報告する。

### (5) 候補者の決定及び通知

阪南市長は、選定委員会による選定結果報告に基づき指定管理者の候補者を決定し、応募団体に文書で通知する。

### (6) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となった者から順に候補者を決定できることとする。

## 10 指定管理者の指定及び協定

### (1) 候補者と仮協定書の締結

阪南市長と指定管理者の候補は、指定管理者に指定されるまでの間は仮協定書を締結する。

### (2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会(12月議会予定)の議決後、議決のあった候補者を指定管理者に指定する。

### (3) 指定管理者との協議

指定管理者の決定後、教育委員会と指定管理者とが協定の具体的な内容について協議を行う。

### (4) 協定の締結

施設の管理及び事業執行について、阪南市と指定管理者との間で協定を締結する。協定は、指定期間を期間とする基本協定と年度ごとに締結する年度協定の二本立て協定とする。

### (5) 協定事項

①施設の名称及び所在地

②指定期間及び協定期間

③管理の業務の範囲

管理する施設及び設備の範囲、業務の範囲等

- ④管理の基準
  - 休館日、開館時間の変更等
- ⑤事業計画及び収支予算
  - 事業計画、収支予算、利用料及び利用料金の収納等
- ⑥市と指定管理者との負担区分
  - 管理の業務に要する経費の負担区分、危険分担等
- ⑦再委託
  - 基幹業務の再委託禁止等
- ⑧事業報告
- ⑨施設の適正な管理
  - 教育委員会と指定管理者との協議組織の設置、教育委員会への業務・経理状況に関する報告、教育委員会の実施調査、必要な指示
- ⑩運営組織の設置
- ⑪指定の取消し及び業務の停止
  - 指定の取消し及び業務の停止に該当する行為、手続等
- ⑫秘密の保持
- ⑬個人情報の保護
- ⑭情報公開
- ⑮事務引継及び物品等の帰属
  - 指定期間満了、指定の取り消し等の場合の事務引継及び物品、文書、個人情報等の帰属等
- ⑯その他教育委員会が必要と認める事項

## 11 問い合わせ

〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1  
 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室  
 担当 岡田、伊藤  
 電話 072-471-5678 (内線2342)  
 FAX 072-473-3504